

令和6年度 藤枝市自治会・町内会 加入促進マニュアル



藤枝市自治会連合会
藤枝市 協働政策課

1. 自治会・町内会活動とは

自治会・町内会活動は、地域住民が気軽に付き合い、日常生活に必要な情報交換を行い、地域で安全で安心なよりよい生活ができるよう、防災や防犯、福祉、地域の環境整備面等で自主的、自発的な共同活動を行いながら、まちづくりを進めていく活動のことです。

しかし、全国的に町内会加入率は、年々減少している傾向にあります。

このような中で、令和6年1月に発生した能登半島地震で、地域の人々が手を取り合い、助け合う姿を目の当たりにすることで地域の防災力や地域の人々のつながりの大切さが見直されました。

社会環境の変化に伴い、住民のライフスタイルや価値観が多様化し、人と人のつながりも多様化してきていますが、地域を基盤とした人と人のつながりは、自治会・町内会等の健全な地域コミュニティを形成し、地域が抱える防災や福祉などの課題を解決するための原動力となります。よりよい生活のためには、自治会・町内会活動が必要不可欠です。

自治会・町内会活動では、その地域の住民が親睦を深め、協力して明るく住みよいまちを築いていくために次のような活動を行っています。

(1) 防災や防犯などの生活安全活動

いつ来るか分からない災害（地震、水害等）への備え、悲惨な交通事故の防止と犯罪のない安心して生活できる地域環境づくりの推進。

各自主防災会（町内会）では、災害時の安否確認や人員の把握に必要な情報を「世帯台帳（防災台帳）」として整備しています。

また、災害時の避難に支援が必要な人を把握し、避難の支援を行うため、「避難行動要支援者登録申請書兼登録台帳」を整備しています。

※提出いただいた情報は、個人情報の保護に配慮し、自主防災会長・町内会長が責任をもって管理しています。

- 自主防災組織づくり、防災訓練等
- 防犯灯の設置、防犯活動（子ども見守りネットワーク、青パト隊など）
- 交通安全運動のための街頭活動

(2) 地域や施設の維持管理などの環境美化活動

ゴミ出しのルールを守り、集積所を常に清潔に保ち、地区内の清掃活動などを行うことによる、地域の環境美化の推進。

- 地区集会所建設や修繕及び維持管理
- 公園や広場、地域のゴミ拾いや清掃などの美化活動
- 河川や水路、道路等の除草・清掃作業
- ごみ集積所の設置及び維持管理
- 花壇づくり、植樹運動、資源回収

(3) 運動会や祭りなどの親睦交流活動

会員の交流と親睦を目的とした、気軽に参加できる行事を通じて、お互いの顔の見える人間関係をつくり、楽しさを共有し、会員の連帯と協調を深めることによる、明るい地域づくりの推進。

- 地区運動会や各種スポーツ大会などの開催
- 夏祭り、敬老会、健康講座等の開催

(4) 行政情報等の伝達

広報紙の配布や回覧などを通じて、情報提供を行い、会員の情報共有を図るとともに、地域の声を行政に反映することによる、住みよいまちづくりの推進。

- 「広報ふじえだ」など市や各種団体からの情報紙の配布
- 地区内の各種団体との連絡調整

2. 町内会加入の案内

その地域に住む住民が気軽に付き合い、日常生活に必要な情報交換や安全確保などを行うとともに、相互に助け合い、協力し合って地域での生活をより快適なものにするため、自主的、自発的に共同活動を行いながら、まちづくりを進めていくことを目的とする組織です。

町内会への加入は、お住まいの地域の町内会長や組長にご連絡ください。

3. 加入促進のための訪問

自治会・町内会への加入を強制するのではなく一人ひとりの力が地域づくりを支える力となることを伝えることが重要です。加入の必要性を理解してもらい、自発的に加入してもらうことが望ましいです。

(1) 訪問人数 2～3人

(2) 訪問時期 新規転入者の場合：居住開始後、
間を置かず訪問
既居住者の場合：イベントなどの開催
に合わせて訪問

(3) 訪問時間帯 相手の対応可能な時間帯を
考慮しましょう
(夜間、休日の午前中は避ける等)



(4) 訪問

初 回：簡単な説明にとどめ加入を勧めます。加入を断られても、まず資料を受け取ってもらいましょう。(5分程度)

2回目以降：1週間程度時間を置き、改めて伺います。

不在時は資料を郵便受けに投函し後日訪問しましょう。

(5) 持っていくもの

あいさつ状(P6参照)、町内会加入のご案内、世帯台帳、イベント案内チラシ(年間行事予定、活動内容等)、管内地図等、その他必要と思われるもの。

4. 説明内容

(1) 自治会・町内会の必要性

このマニュアルを参考に自治会・町内会活動の必要性をしっかりと伝えましょう。

(2) 活動の具体的な内容

- ・自治会・町内会の行事
- ・会費の状況・町内会の範囲・組の構成など

5. よくある問い合わせ

あくまでも一般例であるため、各町内会の活動状況に応じてご活用ください。

Q 自治会・町内会って何ですか？

A 環境が整備されて暮らしやすくなっていますが、それを支えているのが地域の自治会・町内会です。地域住民の親睦、連帯感を図るとともに、交通安全や防犯、美化活動などを実施し、自分たちの地域を住みよいまちにしていくための自主的な任意の団体です。

Q 自治会・町内会ってどんな活動をしているのですか？

A 会員相互の親睦を図りながら、環境美化、防犯のためのパトロール、防灯の設置維持など、様々な活動を通じ、安全安心なより良い地域づくりを行っています。



Q 自治会・町内会において親睦活動を行うメリットは何ですか？

A 地域でのふれあいの機会が多くなれば、顔見知りが増え連帯感が高まり、防犯面の安全向上につながるほか、災害など緊急時に地域が一体となって対応できます。

Q 自治会・町内会に加入するとどんなメリットがありますか？

A 自治会・町内会は、加入者が自分たちの住む地域をより良くするために考え、力を出し合って活動している組織です。活動の結果、安全安心で住みよい地域となることが最大のメリットといえます。より良い地域づくりは多くの皆さんの参加により実現します。ぜひお力をお貸しください。

Q 自治会・町内会と市の関係は？

A 地域での日頃の支え合いや、災害時の助け合いができる環境づくり、地域の課題などは、市だけで解決できることではありません。自治会・町内会と行政が役割を分担しながら、地域の実態に沿った方法で身近な課題に取り組む、行政の手の届かない部分を補うことで、きめ細やかなまちづくりができる関係です。

Q 個人情報についてはきちんと管理されているのですか？

A 皆さんからご提供いただいた個人情報は、会員名簿などに使用しておりますが、自治会・町内会の管理運営、会員の親睦、緊急時の安否確認など、目的の範囲内での利用に限定し適正に管理しています。

Q 自治会・町内会に入らないといけないのですか？

A 加入は強制ではありません。しかし、防犯、防災や子どもの見守り、高齢者支援など、生活に密着した問題には近隣の助け合いが必要になります。災害時や非常時に対応する体制づくりのためにも皆さんの参加が必要なのです。

Q 高齢なので自治会・町内会に入れませんか。

A 年齢を重ねるほど、地域での支え合いや人とのつながりが必要となります。活動についてはできる範囲でかまいませんので、ぜひ自治会・町内会に加入してください。

Q 忙しくて帰りも遅く自治会・町内会活動に参加できないのですが。

A 休日の行事など、それぞれの事情にあわせて、できる範囲で参加していただければかまいません。町内会の活動はみんな協力しあって行っております。

6. 集合居住者への加入呼びかけ

【分譲マンションの場合】

建物の区分所有等に関する法律に基づき管理組合を設置することになって
います。管理組合を窓口として町内会の加入促進を行うようにしましょう。
販売会社や管理会社を通じてマンション契約者に対し、自治会加入の働き
かけをしてもらうよう依頼しましょう。

【賃貸マンション、アパートの場合】

家主自身に対する呼びかけを行いましょ。家主自身に窓口になってもら
い、加入促進の協力を依頼しましょ。



7. 事業者に対する働きかけ

同じ地域の一員として、事業者にも加入を依頼しましょ。地元の情報は事
業者にとっても大切なことすし、いざというときに協力体制が築けることは
お互いにメリットのあることす。

8. 個人情報の取り扱いについて

個人情報保護法が平成 27 年 9 月に改正され、平成 29 年 5 月 30 日に施行され
ました。

改正後は、自治会や町内会などを含むすべての事業者がこの法律が適用され
ますので、適切な管理・取り扱いをお願いします。

【法に定められた個人情報の取扱いの注意点】

- 1 個人情報を取得するときは、何に使うか目的を決めて、本人に伝えること。
- 2 個人情報は、決めた目的以外に使わないこと。
- 3 個人情報を第 3 者に渡すときは、本人の同意を得ること。
- 4 本人からの「個人情報の開示や訂正等の請求」には応じること。
- 5 取得した個人情報は安全に管理すること。

【あいさつ文参考例】

ご転入された皆様へ（ごあいさつ）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび、〇〇町内会の区域へご転入されましたこと、〇〇町内会を代表して心から歓迎いたします。

私ども〇〇町内会は、現在多くの皆さんにご加入いただき、住民同士の親睦を図るとともに、地域の住民誰もが暮らしやすい環境を作るため日々活動しています。

例えば、自主防災組織を運営し、要支援者避難支援や、日頃から防災用品などの備蓄や防災訓練を行うなど、いざというときの備えをしています。また、市などからの行政情報の回覧や地域住民のふれあいの場となる夏祭りなどを実施しているほか、子どもや高齢者の見守り活動、地域の安全を守る防犯パトロールなども行っており、夜道を照らす防犯灯の設置要望・点検も自治会・町内会で行っております。

〇〇様が、少しでも早く新しい環境になじみ、近隣との友好の輪が広がりますよう、〇〇町内会の会員一同、町内会への加入をお待ちしております。

ご加入いただける場合は、お住まいの地区の隣組長（町内会長）へ加入申込書をご提出ください。

年 月 日
〇〇町内会 会長 〇〇 〇〇

☆ お知らせ

あなたのお住まいの地区は〇〇組です。

隣組長は、〇〇〇〇さん、（〇〇町 1-3-3、電話〇〇〇-〇〇〇〇）です。

※ 〇〇町内会の会費は、月額〇〇〇円です。毎〇回、〇月頃に集金しています。

☆ 参考：役員連絡先

会 長 〇 〇 〇 〇 （〇〇町 1-1-1 電話〇〇〇-〇〇〇〇）

副会長 〇 〇 〇 〇 （〇〇町 1-2-2 電話〇〇〇-〇〇〇〇）

提出された個人情報は、町内会活動のみの目的に使用し、それ以外の目的に使用することはありません。